

# 青少年の健全育成の推進

## 1. 青少年の意欲を高める体験活動の推進

(前年度予算額 247,174千円)  
24年度予定額 254,197千円

### 【事業要旨】

青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するため、全ての青少年の生活に体験活動を根付かせ、社会との関係の中で自己実現を図れるよう、自然体験、社会体験及び国際交流体験など多様な体験活動の機会を充実するための取り組みを推進する。

### 【事業内容】

(108,492千円)

#### (1) 青少年の体験活動の推進

115,515千円

( 10,463千円)

##### ① 全国的な普及啓発の実施

10,463千円

家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくための普及啓発を実施する。

- ・ 青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信する。
- ・ 青少年の体験活動の推進に寄与する団体間の連携を図る。

【民間団体等へ委託】

( 87,200千円)

##### ② 自然体験活動指導者養成事業

55,808千円

自然体験活動の教育効果を高めるとともに、青少年が安全で安心して体験活動を行えるよう、その指導者を養成することにより、青少年の自然体験活動を推進する。

【都道府県教育委員会、民間団体等へ委託】

##### ③ 防災キャンプ推進事業【新規】

26,712千円

未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施することにより、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進する。

【都道府県教育委員会へ委託】

##### ④ 全国青少年教育施設実態調査【新規】

11,189千円

公立・民間の青少年教育施設の設置状況、利用状況や事業内容等の全国的調査を実施し、我が国全体の施設配置状況等を把握するなど、今後の青少年の体験活動の推進施策の企画立案に資する。

【民間団体等へ委託】

- (138,682千円)  
138,682千円
- (2) 青少年の国際交流の推進～Road to Japan～**
- ( 49,284千円)  
49,870千円
- ① 青少年国際交流推進事業**
- 国内外の青少年指導者及び次代を担う青年リーダー、高校生の海外派遣・日本招へいを行い、内外の青少年の現状や問題点等についての意見交換や、青少年育成活動、施設等の現地調査を行うなど研修を伴った相互交流事業を実施する。  
【民間団体等へ委託】
- ( 84,155千円)  
57,883千円
- ② 青少年教育施設を活用した国際交流事業**
- 東アジアを中心とした海外の青少年を日本に招き、青少年教育施設を中核とし、関係機関と連携し、地域の特性を生かした自然体験・スポーツ体験・文化体験等の機会を提供することにより、日本に対する理解増進を図るとともに、招いた海外の青少年との国際交流体験を通じて、日本の青少年の国際的視野を醸成し、東アジアの中核を担う次世代リーダーを養成する。  
【民間団体等へ委託】
- ③ 世界に雄飛するたくましい青少年を育む国際交流事業【新規】**      26,002千円  
～ジョイン・イン・ジャンボリー～
- 青少年教育施設を中核として、諸外国の青少年と自然体験・スポーツ体験・文化体験等の様々なプログラムによる国際交流事業を実施し、人類全体の未来に貢献する青少年を育むとともに、インターネット等を活用し、復興を目指す日本の青少年の活力を世界にアピールする。  
【民間団体等へ委託】

# 青少年の体験活動の推進

( 前年度予算額 : 108,492千円 )

24年度予定額 : 115,515千円

## 課題

### ◆現状

- 青少年をめぐる様々な問題（ニート、ひきこもり、不登校など）
- 青少年の意欲やコミュニケーション能力、規範意識等の低下

### ◆原因

- 直接体験の不足（体を動かす体験、自然体験）
  - 「天気を気に登ったことがほとんどない子ども」  
H10:43%→H21:52%
  - キャンプをほとんどしたことがない子ども  
H10:38%→H21:57%
- 生活習慣の乱れ（夜更かし、朝食欠食）
- 希薄な対人関係（保護者の関与が少ない、地域の大人の関与が少ない、仲間との接触が少ない）

## 要旨

青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくための普及啓発に取り組むとともに、自然体験活動の指導者養成を図る。また、防災教育の観点に立った体験活動を推進する。

## 背景

- 子ども・若者ビジョン（H22.7.23）
  - ◇子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組（重点課題）
    - ・社会参加・体験活動等の能動的な活動の充実
- 教育振興基本計画（H20.7.1閣議決定）
  - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
  - ◇体験活動等の推進（特に重点的に取り組む事項）
- 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議（中間取りまとめ）
  - ◇体験的に学ぶ防災教育の機会を設けることが必要
- 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会（中間取りまとめ）
  - ◇体育館での宿泊等といった非常時の生活を想定した体験をする機会を設けることが必要

## 体験活動推進プロジェクト

### ① 全国的な普及啓発の実施

家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくための普及啓発を実施

- ・ 青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信する。
- ・ 青少年の体験活動の推進に寄与する団体間の連携を図る。

### ② 自然体験活動指導者養成事業

自然体験活動の教育効果を高めるとともに、青少年が安全で安心して体験活動を行えるよう、その指導者を養成することにより、青少年の自然体験活動を推進。

### ③ 防災キャンプ推進事業（新規）

各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施することにより、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進。

### ④ 全国青少年教育施設実態調査（新規）

青少年の体験活動の推進施策の企画立案等に資するため、公立・民間の青少年教育施設の設置状況等を調査。

地域や家庭、企業の取組を促進し、多様な青少年の体験活動を一層推進

# 青少年の国際交流の推進 ～Road to Japan～

( 前年度予算額 : 138,682千円 )

24年度予定額 : 138,682千円

## 1. 青少年国際交流推進事業

日本と相手国のより強い関係を築くため、日本の青少年の海外派遣、及び海外の青少年の日本招へいを基本とした相互交流を実施。

### ・【日独交流】

青少年指導者、若手社会人、学生青年リーダー同士が、テーマに基づき両国の社会や文化を学び理解するほか、ホームステイなどによる交流を実施。

### ・【日韓交流】

韓国語又は日本語を第2外国語として学ぶ高校生の相互交流を通じて日韓の相互理解を図る。



## 2. 青少年教育施設を活用した国際交流事業

東アジアを中心とした海外の青少年を日本に招き、青少年教育施設を中核に関係機関と連携し、様々な体験活動の機会を提供。

- ・ 文部科学省関連の施設を最大限に活用した体験活動・交流プログラムの提供
- ・ 日本の青少年の次世代リーダーシップを発揮させる場の提供
- ・ 多様な構成員からなる企画委員会の企画による多様なプログラムの提供



## 3. 世界に雄飛するたくましい青少年を育む国際交流事業【新規】

### ～ジョイン・イン・ジャンボリー～

青少年教育施設を中核として、諸外国の青少年と自然体験・スポーツ体験・文化体験等の様々なプログラムによる国際交流事業を実施し、人類全体の未来に貢献する青少年を育むとともに、インターネット等を活用し、復興を目指す日本の青少年の活力を世界にアピール。

- ・ 国内の青少年と、海外の青少年との様々な体験を通じた国際交流(ジョイン・イン・ジャンボリー)を展開
- ・ 全国の青少年教育施設等において、約1週間程度実施(各施設をインターネット等をつなぎ、全国で体験を共有)

### 【プログラム例】

- ・ 放射線を正しく理解するため、著名な研究者等による講演 = 風評被害への対策
- ・ 『てんでんこレンジャー』(釜石東中学校)による津波防災意識啓発 = 防災教育の推進
- ・ 日本の食材を使ったフードフィスティバル(大屋食会) = 日本製品の信頼性回復・向上
- ・ アニメ、コスプレ、書道、茶道等カッコイイ日本文化の紹介 = 「クールジャパン」の推進
- ・ 非常時を想定したサバイバルキャンプ体験 = 孤立化、帰宅困難等を想定した「生きる力」を育む防災教育
- ・ 地域と連携した、農山漁村体験、就業体験、文化体験、スポーツ体験等の提供 = 地方の魅力発信、青少年交流、親日家育成
- ・ 健康・環境・人権・平和・国際理解等分野別に地球規模の多くの問題等について、世界中の子どもたちとインターネット等を通じて実施する「ワールド熟議」 = 人類の未来に貢献する高い志を持った我が国の人材の育成



## 2. 青少年を有害環境から守るための取り組みの推進

(前年度予算額 101,439千円)  
24年度予定額 59,873千円

### 【事業要旨】

昨今の携帯電話やパソコンの普及による、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成21年4月1日より施行されている。

この法律には、保護者の義務と責務が盛り込まれているが、法律名とともに認知度が低い状況であり、国民への啓発が急務である。

そこで、インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、内閣府、総務省、経済産業省、警察庁等と連携しつつ、文部科学省はPTAなど保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進する。

### 【事業内容】

#### ○ 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

(101,439千円)

59,873千円

#### (1) 有害環境から子どもを守るための推進体制の構築

(80,853千円)

43,040千円

##### ① ネット安全安心全国推進会議

(11,322千円)

19,745千円

学識経験者、地方自治体、学校関係団体、PTA、通信関係団体等が連携した具体的取り組みを検討するとともに、1年間の成果を発表する全国フォーラムの開催、有害情報意識啓発動画と啓発リーフレットの作成・配布を行う。

##### ② ケータイモラルキャラバン隊

(10,011千円)

10,011千円

インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるキャラバン隊を結成し、全国(6ヶ所)で学習・参加型のシンポジウムを開催する。  
【民間団体等へ委託】

##### ③ 青少年安心ネット・ワークショップ【新規】

13,284千円

インターネットにつながる新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用法などについて、青少年が研修し、発信するワークショップ事業を展開する。

【民間団体等へ委託】

#### (2) 地域における有害情報対策推進事業【新規】

14,886千円

スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、新たな課題等を青少年・保護者に対し普及啓発するとともに、ネットパトロールの推進など学校・家庭・地域が連携した先進的な取り組みを充実させ、地域における有害情報対策を推進する。  
【民間団体等へ委託】

# 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

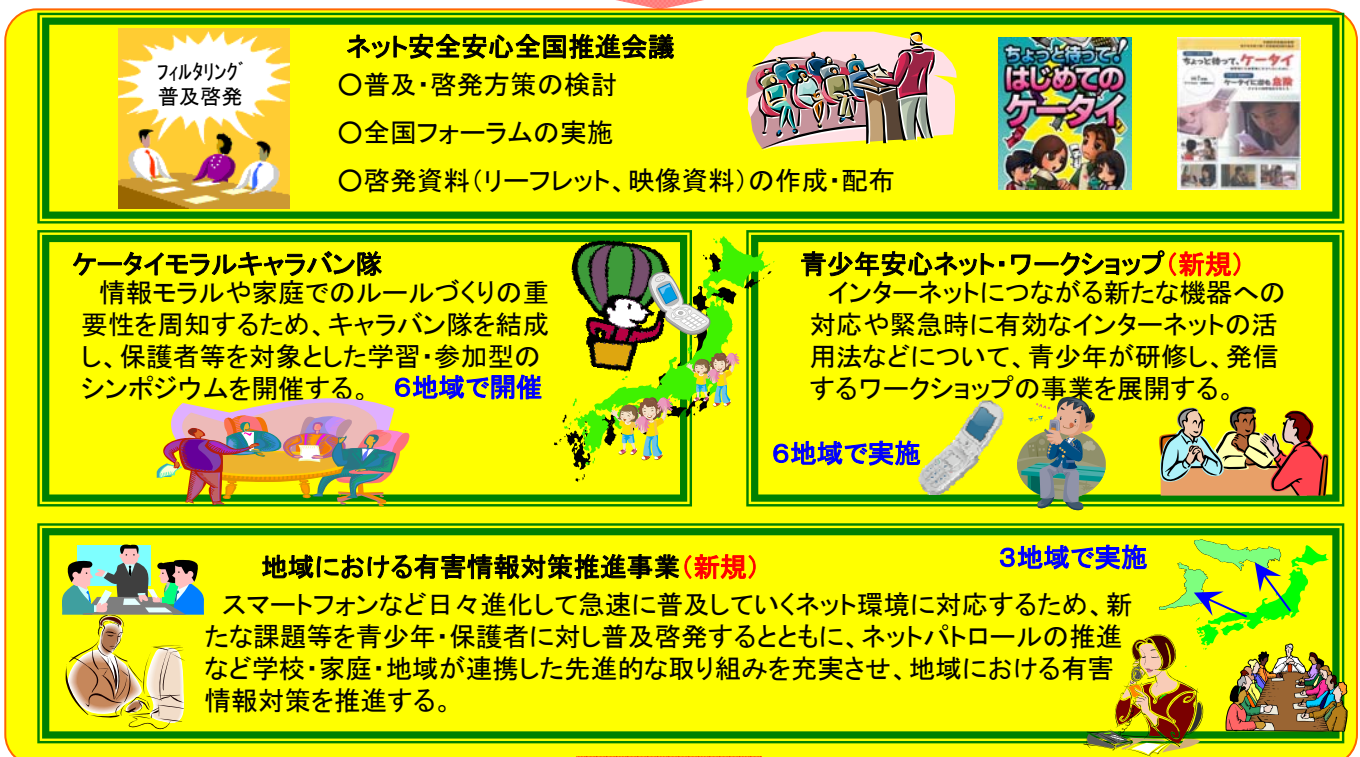
(前年度予算額 : 101,439千円)  
24年度予定額 : 59,873千円

## 現状

- ◆ 携帯電話は急な連絡手段として有効な反面、長時間利用により学習時間や睡眠時間が減少し生活リズムを崩すほど依存している場合がある。  
(H21.5「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」文部科学省調)  
○午後11時までに就寝する割合(中2)は、1日のメールの送受信件数等が30件以上の中2では25.3%、30件未満の中2では42.8%、携帯を持っていない中2では46.6%
- ◆ 出会い系サイトに関係した事件は、減少傾向にあるが、コミュニティサイトに関係した事件は、増加している。  
(H23.2.17警察庁「平成22年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」)  
○出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数は254人と前年比43.9%減少(H21:453人)  
○出会い系サイトのアクセス手段として携帯電話を使用した被害児童の割合は98.8%(254人中251人)  
○コミュニティサイトに関係した事件の被害児童数は1,239人と9.1%増加(H21:1,136人)
- ◆ 青少年インターネット環境整備法がH21.4.1に施行されたが、法律名、保護者の義務、責務に対していずれも知らないという保護者は5割以上となっている。  
(H23:速報「青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府調)  
○法律名や保護者の義務、保護者の責務を知らないという保護者は、56.4%(H22:57.8%)  
※ 保護者の義務:子どもに携帯電話を買ってあげる場合には、携帯会社に「使用者が子どもである」ことを申し出なければならないこと。  
※ 保護者の責務:保護者は、インターネットには有害情報が氾濫していることを認識して、子どものインターネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守るよう努力すること。

## 課題

- 青少年がインターネットを適切に利用できるよう、情報活用能力を育成し情報モラルを身に付けさせるとともに、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するフィルタリング利用の普及を促進するなどして青少年が安心してインターネットを利用できる環境を整える。
- 携帯電話等の情報メディアを悪用した犯罪・トラブルから子どもを守るため、保護者と青少年対象の啓発事業をそれぞれ取り組む。



フィルタリングの利用増加・携帯電話の正しい利活用・有害サイトによる被害児童の減少

### 3. 子どもの読書活動の推進

(前年度予算額 43,500千円)  
24年度予定額 39,150千円

#### [事業要旨]

子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図るとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

#### [事業内容]

( 43,500千円)

##### ○ 読書コミュニティ形成支援事業

39,150千円

( 33,886千円)

##### (1) 読書コミュニティ拠点形成支援

29,515千円

子どもたちに読み聞かせなどを行う読書ボランティアの活動を充実させるため、指導的なボランティアの育成に取り組むとともに、読書ボランティア団体相互のネットワークの構築を図る。

- ・ 読書ボランティアを対象に合同研修会を開催
- ・ 情報サイト等で情報提供

( 9,614千円)

##### (2) 「子ども読書の日」の理解推進

9,635千円

国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深め、子どもの読書活動を推進することを目的に、「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色ある優れた取り組みを行っている民間団体等を表彰する。

- ・ 子ども読書の日周知のため、ポスターの作成・配布
- ・ 優れた取り組みを行う民間団体等に対する表彰

# 子どもの読書活動の推進

(前年度予算額 43,500千円)

24年度予定額 39,150千円

子どもの読書活動＝「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)

## 【背景】

子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」が策定され、子どもの読書活動の重要性が指摘されている。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」(抜粋)  
〈民間団体の活用に対する支援〉

国は、子どもの発達段階に応じて、親子での読書活動、本のテーマや内容に沿った効果的な読書活動、読書から離れがちな中学生・高校生世代の読書活動を推進する方策に関する研究の成果を普及する。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、指導的なボランティアの育成に取り組む。

## 【事業】 読書コミュニティ形成支援事業

### I 読書コミュニティ拠点形成支援

子どもたちに読み聞かせなどを行う読書ボランティアの活動を充実させるため、指導的なボランティアの育成に取り組むとともに、読書ボランティア団体相互のネットワークの構築を図る。

(具体的な活動内容)

- ・ 読書ボランティアを対象に合同研修会を開催
- ・ 情報サイト等で有益情報を提供

地域の読書コミュニティの形成を支援

《読書コミュニティ形成支援事業のイメージ》

学校図書館

公共図書館

子どもの読書活動を支援

指導的な読書ボランティア団体

【図書館ボランティア登録者数】

H14 約6万人→H20 98,431人



読み聞かせ



ブックトーク



環境整備支援

子どもの読書活動に係る環境整備を促進

### II 「子ども読書の日」(4月23日)の理解促進

国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深め、子どもの読書活動を推進することを目的に、「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取り組みを行っている民間団体等を表彰する。

(具体的な活動内容)

- ・ 子ども読書の日の周知のため、ポスターの作成・配布・優れた取組を行う民間団体等に対する表彰